

佐建国保令和2年4月より保険料改定のお知らせ

日頃より、佐建国保の事業運営にご理解とご協力いただき感謝申し上げます。

さて、佐建国保では、赤字幅軽減の為に平成29年度から保険料（医療・後期・介護）を引き上げ、令和2年度に保険料を見直す方向で運営を行ってきました。

令和2年度からの保険料見直しについては、理事会で協議を重ね、佐建国保通常組合会で段階的(2年間)に保険料を引き上げて赤字解消を行っていくことで確認し、4月保険料より下記の内容で引上げになりますのでお知らせいたします。

また、保険料引き上げの2年目となる、令和3年度の保険料の引き上げ額については、社会保障制度見直しに伴う国からの国庫補助金への影響次第では、令和2年度保険料改定よりも、引き上げ額増加の可能性がございます。

引き続き、佐建国保の健全な財政運営に努めて参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

令和2年度佐建国保保険料（①+②+③）改定について

①医療保険料・・・全ての種別において150円引上げ。

	種 別	月額保険料
組 合 員	第1種 事業主(請負業・雇用事業主等)	18,250円
	第2種 一人親方(手間請・雇用されていない方)	14,250円
	第3種 40歳以上の雇用労働者	11,750円
	第4種 40歳未満の雇用労働者	7,750円
	第5種 25歳未満の雇用労働者	6,750円
家 族 ※ 1	第6種 家族	2,750円
	第7種 家族(一定以上所得のある方)	6,750円

②後期高齢者支援金分保険料・・・150円引上げ

0歳から74歳までの被保険者に1人2,150円を賦課します。

③介護保険料・・・150円引上げ

40歳以上65歳未満の被保険者に1人2,450円を賦課します。